

○羽曳野市就学援助規則

(制定 平19. 3. 29(教)規則1)

改正 平21. 1. 23(教)規則2 平26. 3. 31(教)規則1
平28. 3. 31(教)規則2 平29. 9. 21(教)規則7
平30. 2. 20(教)規則1 平30. 3. 20(教)規則2

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者に対して必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(受給資格)

第2条 就学援助を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、本市が設置する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項の支援給付を受けている者

(2) 就学援助の申請(以下「申請」という。)の年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の停止又は廃止

ウ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定による市町村民税の非課税

エ 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免

オ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免

カ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

キ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定による保険料の免除

ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定による児童扶養手当の支給

(3) 就学援助を受けようとする者(以下「申請者」という。)の児童又は生徒の在学する学校の学校長(以下「学校長」という。)の副申書(様式第1号)の提出があり、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に就学援助が必要と認めた者(前号に該当する者を除く。)

(4) 申請の年度の前年中の総所得額が、平成24年12月末日現在の生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に定める基準額の1.05倍の範囲内である者(前2号に該当する者を除く。)

(援助費)

第3条 就学援助の対象となる費用(以下「援助費」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新入学用品費

(2) 通学用品費

- (3) 学用品費
- (4) 学校給食費
- (5) 校外活動費(宿泊費を伴わないものに限る。)
- (6) 校外活動費(宿泊を伴うものに限る。)
- (7) 修学旅行費
- (8) 体育実技用具費
- (9) 医療費(学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要する医療費に限る。)

2 援助費の額は、毎年度予算の範囲内で、委員会が定める。

3 前条第1号に掲げる者については、第1項第1号から第6号まで及び第8号に掲げる援助費を支給しない。

(申請)

第4条 申請者は、次の各号のいずれかの期間内に、委員会に対して就学援助費受給申請書(様式第2号)を提出することにより、申請をしなければならない。

(1) 5月1日から5月末日まで

(2) 6月1日から2月末日まで

2 前項の場合において、前項各号に掲げるそれぞれ期間の期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)である場合は、その直前の休日等以外の日を期限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、現に就学援助費を受給している児童であつて、翌年度の4月1日に本市が設置する中学校又は義務教育学校(後期課程に限る。)に入学(義務教育学校にあつては進級)する予定である者が、前条第1項第1号の新入学用品費の支給を受けようとするときは、入学又は進級する予定の年度の前年度の年度末までに申請をすることができる。

(審査及び通知)

第5条 委員会は、申請を受理したときは、遅滞なく審査(以下「審査」という。)を行い、援助費の支給の認定(以下「認定」という。)の可否を決するとともに、審査の結果を速やかに申請者に対して通知するものとする。

2 委員会は、審査に必要があると認めるときは、申請者に対し、所得証明書若しくは非課税証明書又は同意書(様式第3号)の提出を求めることができる。

3 委員会は、審査に必要があると認めるときは、申請者の同意を得て、当該申請者の援助費の受給資格に関する事項を、学校長、民生児童委員、福祉事務所長その他公の機関に照会することができる。

4 委員会は、審査により申請者に係る認定の可否を決定したときは、速やかに、学校長に対しその旨を通知するものとする。

(認定の期間)

第6条 前条の規定により認定を受けた者(以下「被援助者」という。)が就学援助を受けることができる期間(以下「認定期間」という。)は、被援助者が申請をした日が属する月(第4条第1号に掲げる期間内に申請をした場合にあつては4月)の1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(援助費の支給及び委任)

第7条 援助費の支給は、各学期末に、被援助者の指定する口座(被援助者が第3項

又は第4項の規定により援助費の受給及び執行を学校長に委任した場合は当該学校長の指定する口座)に振り込むことにより行う。ただし、第3条第1項第9号に掲げる医療費(以下「医療費」という。)については、随時、直接医療機関に支払うものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、委員会は、第4条第3項の規定による申請があつた場合における新入学用品費については、当該年度の4月末日までに支払うものとする。
- 3 被援助者は、第3条第1項第1号から第8号までに掲げる援助費の受給及び執行を学校長に委任することができる。
- 4 被援助者が給食費その他の援助費に係る学校徴収金(以下「徴収金」という。)を滞納した場合は、被援助者は、援助費(医療費を除く。)の受給及び執行を学校長に委任しなければならない。
(医療費の仮払い)

第8条 委員会は、認定の可否を決定するまでの間、当該認定に係る申請者に対し、医療費の仮払いをすることができる。

- 2 前項の規定により医療費の仮払いを受けた者が、審査により認定を否決された場合は、既に支払われた医療費に相当する金額を委員会に返還しなければならない。

(異動の届出)

第9条 被援助者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに委員会に当該事項を届け出なければならない。

- (1) 被援助者の児童又は生徒が本市の区域内に住所を有さなくなったとき。
- (2) 被援助者の児童又は生徒が死亡したとき。
- (3) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、就学援助を必要としなくなったとき。

- 2 委員会は、前項の規定による届出があつた場合は、当該被援助者が被援助者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって、当該被援助者の認定期間を終了するものとする。

(認定の取消し及び返還)

第10条 委員会は、被援助者が偽りその他不正の手段により認定を受けた場合又は不正に徴収金の滞納を行った場合は、その者の認定を取り消し、併せて援助費の受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(援助費に係る報告等)

第11条 第7条第3項又は第4項の規定により、被援助者から援助費の受給について委任を受けた学校長は、援助費の受給を受けた場合は、その執行状況等について、事務処理完了後速やかに、委員会に報告するものとする。

- 2 前項に規定する場合において、学校長は、援助費の執行等に係る関係書類を5年間適切に保存しなければならない。

(実績報告)

第12条 委員会は、毎年度終了後、就学援助について市長に実績報告を行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、委員会が別

に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平21. 1. 23(教)規則2)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平26. 3. 31(教)規則1)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第2号イの改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平28. 3. 31(教)規則2)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の羽曳野市就学援助規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書面は、この規則による改正後の羽曳野市就学援助規則(以下「新規則」という。)の様式により提出された書面とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平29. 9. 21(教)規則7)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の羽曳野市就学援助規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている書面は、この規則による改正後の羽曳野市就学援助規則(以下「新規則」という。)の様式により提出された書面とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した書面は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した書面として使用することができる。

附 則(平30. 2. 20(教)規則1)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 義務教育学校に係る必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の羽曳野市就学援助規則の様式により提出されている書面は、この規則による改正後の羽曳野市就学援助規則の様式により提出された書面とみなす。

附 則(平30. 3. 20(教)規則2)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 就学援助の申請その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第2条関係)

副申書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

就学援助費受給申請書

[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

同意書

[別紙参照]